

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
手続名	介護老人保健施設の入所定員等変更許可			根拠条項	第 94 条第 2 項		
審 査 基 準	(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 3 項及び第 5 項						
	(2) 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）第 136 条						
	(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）						
	(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）						
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 含まない）	目次 No.
						標準経由期間	